

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報

お申し込み前に必ずお読みください

ネオdeちりょう

無解約返戻金型治療保障保険

ご契約に関する大切な事項を記載したものです。
お申し込み前に必ずお読みください。

この商品についてのご案内は



0120-312-201

受付時間 9:00~19:00(土曜日は17:00まで) ※日・祝日を除く

Webサイト <http://neofirst.co.jp>



契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

» P.1



注意喚起情報

「注意喚起情報」は、お申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

» P.9



重要事項説明書 (契約概要)

- 「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032

東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

Webサイト <http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命保険株式会社

コンタクトセンター

0120-312-201

受付時間 9:00～19:00(土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く

1

商品のしくみ

ポイント

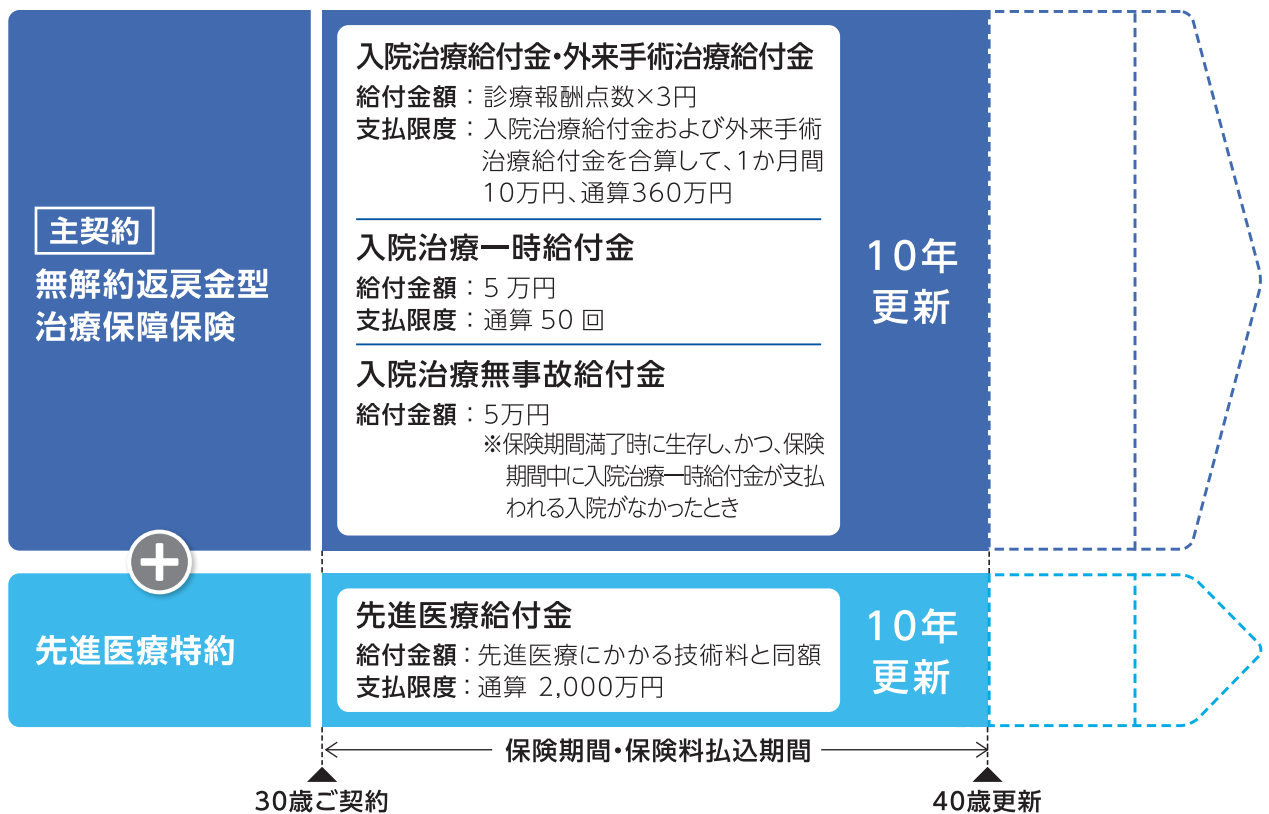
「ネオdeちりょう」の正式名称は「無解約返戻金型治療保障保険」です。

病気やケガにより、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院中に療養を受けたとき、または公的医療保険制度において保険給付の対象となる手術を入院を伴わずに受けたときに、入院治療給付金または外来手術治療給付金をお支払いします。また、各種特約の付加により保障内容を充実させることができます。

❗死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金の取り扱いはありません。

【ご契約例】

契約年齢：30歳・男性の場合(計算基準日：2016年3月1日) 保険契約の型：Ⅲ型 支払限度の型：10万円型
入院治療一時給付金：5万円 付加する特約：先進医療特約 保険期間・保険料払込期間：10年
保険料払込方法：月払 保険料払込経路：口座振替扱 月払保険料：1,653円



※初回の更新時期は40歳で、被保険者の健康状態にかかわらず、10年ごとに自動的に更新されます。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が91歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。保険期間および保険料払込期間が終身の場合、入院治療無事故給付金はありません。

〈更新後の保険料について〉

- ・40歳で更新時の更新後の月払保険料は2,126円です。
- ・更新後の保険料は、本商品を更新前と同じ給付金額・保険期間で1回だけ更新したものと計算しています。
- ・更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法、保険料払込経路などについては申込書記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

2

給付金のお支払い

主契約・特約の責任開始期以後の保険期間中に、被保険者が病気やケガで入院された場合や手術を受けた場合などに給付金をお支払いします。なお、この保険には死亡または高度障害の保障はありません。

主契約・付加できる特約の概要・給付金額

この保険で支払われる給付金等は以下のとおりです。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。なお、特約については、ご契約に付加されている場合のみお支払いの対象となります。

主契約・特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
無解約返戻金型 治療保障保険 主契約	入院治療給付金	病気または傷害の治療を目的とした、公的医療保険制度における保険給付の対象となる1日以上入院をしたとき	入院治療給付金および外来手術治療給付金を合算して、 ●1か月間： 10万円型の場合 10万円 20万円型の場合 20万円 30万円型の場合 30万円 ●通算360万円	診療報酬点数 × I型の場合 1円 II型の場合 2円 III型の場合 3円
	外来手術治療給付金	病気または傷害の治療のために公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる造血幹細胞移植を受けたとき		
	入院治療一時給付金	入院治療給付金が支払われる入院をしたとき	6か月間に1回 通算50回	入院治療一時給付金額
	入院治療無事故給付金	保険期間満了時に生存し、かつ、保険期間中に入院治療一時給付金が支払われる入院がなかったとき		入院治療一時給付金額と同額
※「入院治療一時給付金および入院治療無事故給付金の不担保に関する特則」を適用した場合、入院治療一時給付金および入院治療無事故給付金はありません。				
+ 特約 先進医療	先進医療給付金	病気または傷害を直接の原因として所定の先進医療による療養を受けたとき	通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
特定疾病保険料払込免除特約	がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中のいずれかで所定の事由に該当した場合、以後の主契約および特約の保険料の払込みを免除します。※詳しくは、下表をご確認ください。			

「特定疾病保険料払込免除特約」の保険料払込の免除事由について


特定疾病	保険料払込の免除事由
がん(悪性新生物)	責任開始期以後、初めて(責任開始期前の期間を通じて初めて)悪性新生物と医師により診断確定されたとき
急性心筋梗塞	責任開始期以後の疾病を原因として、以下のいずれかに該当したとき ①急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき ②急性心筋梗塞を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき
脳卒中	責任開始期以後の疾病を原因として、以下のいずれかに該当したとき ①脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて30日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ②脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として、病院または診療所において所定の手術を受けたとき

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合の概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」(給付金のお支払いなどについて)をご確認ください。

◆「主契約」について


【入院治療給付金】

 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none">● 美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院など、治療を目的としない入院や、自由診療による入院、労働者災害補償保険・自動車損害賠償責任保険・公的介護保険が適用された入院など、公的医療保険制度における保険給付の対象とならない入院はお支払いの対象になりません。
---	---

※短期の海外旅行中に入院した場合などで、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されない場合の給付金額は、下表のとおりとします。

型	I型	II型	III型
給付金額	入院日数×1,700円	入院日数×3,300円	入院日数×5,000円

【外来手術治療給付金】


 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none">● 以下の手術はお支払いの対象になりません。 傷の処理(創傷処理、デブリードマン)／切開術(皮膚、鼓膜)／骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術／拔牙手術／涙点プラグ挿入術／鼻腔粘膜焼灼術、下甲介粘膜焼灼術および高周波電気凝固法による鼻甲介切除術／異物除去(外耳、鼻腔内)
---	---

※短期の海外旅行中に手術した場合などで、公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院を伴わない手術をしたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されない場合の給付金額は、下表のとおりとします。



型	I型	II型	III型
給付金額	1,700円	3,300円	5,000円

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の無解約返戻金型治療保障保険、治療保障特約および治療保障特約(引受基準緩和型)との重複加入はできません。

【入院治療無事故給付金】


 お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none">● 保険期間中に入院治療一時給付金が支払われたときはお支払いの対象となりません。
---	--

◆「先進医療特約」について

 お支払いには制限があります	<ul style="list-style-type: none">● 厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。
 お支払いできない場合があります	<ul style="list-style-type: none">● 療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。● 先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症(対象となる疾患・症状など)が定められています。医療行為、医療機関および適応症などによっては、先進医療給付金のお支払いの対象とならないことがあります。

※同一の被保険者において、ネオファースト生命の先進医療特約および先進医療特約(引受基準緩和型)との重複加入はできません。

◆「特定疾病保険料払込免除特約」について

 保険料払込の免除には制限があります	<ul style="list-style-type: none">● 上皮内がん(非浸潤がん・大腸の粘膜内がんを含む)などは保険料払込の免除の対象となりません。● 責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定されたときは、保険料払込の免除をしません。● 保険料払込の免除の対象となる「手術」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。
---	--

指定代理請求制度

被保険者が給付金を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

◆契約年齢

契約年齢	6歳～85歳(満年齢)
------	-------------

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型治療保障保険(主契約)	10年(※)	10年(※)
先進医療特約	10年(※)	10年(※)
特定疾病保険料払込免除特約	10年(※)	10年(※)

(※)契約年齢が81歳以上となる場合は、保険期間・保険料払込期間は終身となります。

※特約および特則については、中途付加・中途適用の取り扱いはありません。

◆主契約の保険契約の型・支払限度の型の変更について

保険契約の型は、更新時に限り、以下の取扱範囲で変更することができます。

変更前	Ⅱ型	Ⅲ型
変更後	I型	I型またはⅡ型

支払限度の型は、更新時に限り、以下の取扱範囲で変更することができます。

変更前	20万円型	30万円型
変更後	10万円型	10万円型または20万円型

※保険契約の型および支払限度の型は更新時にのみ変更することができます。なお、I型からⅡ型、10万円型から20万円型など、増額となる型の変更については取り扱いできません。

4

保険料の払込み

保険料の払込方法、払込経路は以下からお選びいただけます。

保険料払込方法	月払・年払 ※半年払・保険料の前納の取り扱いはありません。
保険料払込経路	第1回保険料：ネオファースト生命指定の口座への払込み、指定口座からの自動振替による払込み、またはクレジットカードによる払込み 第2回以後の保険料：指定口座からの自動振替による払込み、またはクレジットカードによる払込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日(=計算基準日)・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。

◆保険料払込免除について

「特定疾病保険料払込免除特約」を付加し、特定疾病で所定の事由に該当した場合、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)の払込みを免除します。なお、この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ高くなります。

詳しくは、**P.2**をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

※保険料の払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額など所定のご契約内容変更については取り扱いません。

5

保険契約の自動更新

- 主契約、「先進医療特約」および「特定疾病保険料払込免除特約」については、保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、保険期間の満了日の翌日に自動更新されます。
- 自動更新をご希望にならない場合は、保険期間の満了日の2か月前までに、ネオファースト生命までその旨をお申し出ください。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間(10年)と同一となります。ただし、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が91歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の保険契約には、更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日にネオファースト生命がこの保険契約の締結を取り扱っていない場合には、更新を取り扱わないか、この保険契約にかえて、所定の保険契約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料の払込みが免除された場合も同様に、保険契約は自動更新されます。

6

解約返戻金

この保険には、解約返戻金はありません。

※この商品は、解約に際して支払う金額を抑制するしくみで保険料を計算しています。

7

契約者配当金

この保険には、契約者配当金はありません。

8

その他留意事項

◆この保険には、契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取り扱いはありません。

◆給付金などをお支払いできない場合

「免責事由に該当した場合」「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」など、給付金などをお支払いできない場合があります。

◆ご契約内容について

実際のご契約内容(給付金額・保険料など)につきましては、申込書の該当箇所をご確認ください。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 P.14 をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳しくは、「注意喚起情報」の10 相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について P.14 をご確認ください。

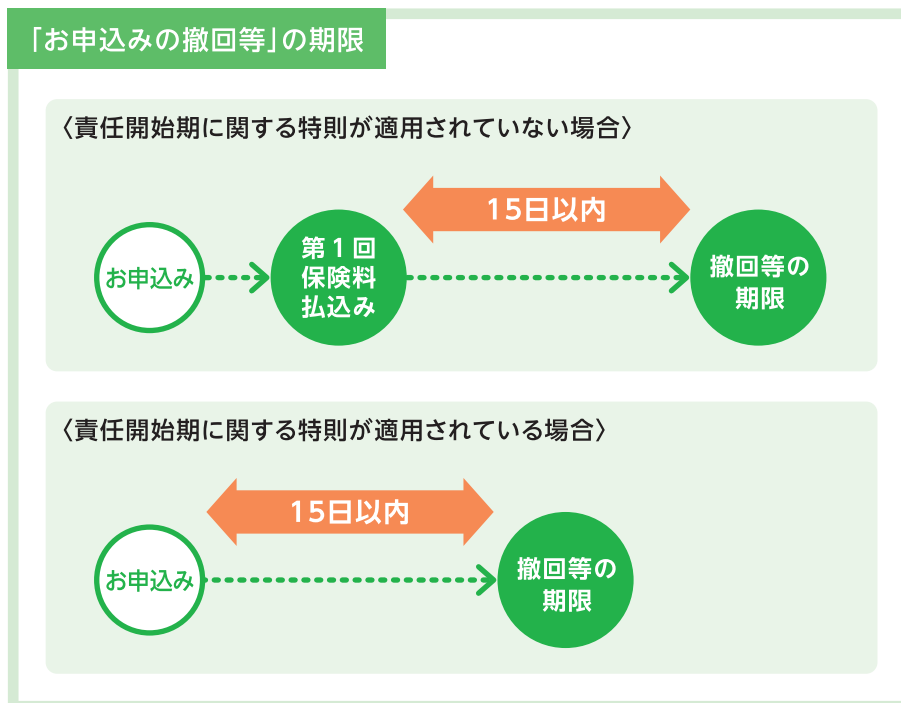


重要事項説明書 (注意喚起情報)

- お申し込みの際して、特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)

- 「お申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)」は、「ご契約の申込日」または「第1回保険料をお支払いいただいた日」のいずれか遅い日(「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約の場合は、ご契約の申込日)から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、「ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)」をすることができます。
- 「お申込みの撤回等」があった場合には、お支払いいただいた金額は「申込者等」に全額お返しします。



◆「お申込みの撤回等」の方法

「お申込みの撤回等」は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便により上記期間内にネオファースト生命あてに発信してください。書面に記載いただく内容については「ご契約のしおり・約款」(クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)について)をご確認ください。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

- 保険契約者が法人の場合には、「お申込みの撤回等」をすることができません。
- 債務履行の担保のための保険契約の場合には、「お申込みの撤回等」をすることができません。
- 「お申込みの撤回等」の書面の発信時に、給付金の支払事由が生じている場合には、「お申込みの撤回等」の効力は生じません。(書面の発信時に、支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。)

2

健康状態などの告知

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- 被保険者にはご契約のお申し込みの際に、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対する「告知義務」があります。
- ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことごとについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**
- 生命保険募集人(代理店を含みます。)に口頭でお話しただいても、告知したことはありません。また、生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、ネオファースト生命にご確認いただく必要があります。
- ネオファースト生命の確認担当社員またはネオファースト生命が委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申し込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。ご契約をお断りすることもありますが、条件を付けてお引受けすることや、条件を付けずにお引受けすることもあります。



告知内容が事実と相違する場合

- 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき
 - 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由や保険料の払込みを免除する事由が2年以内に発生していた場合
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料の払込みを免除する事由が発生していても、保険料の払込みを免除することはできません。
- ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額をネオファースト生命にお返しいただき、また、すでに保険料の払込みを免除している場合には、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払い、保険料の払込みの免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合には、新たなご契約の責任開始日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3

責任開始期（保障の開始時期）

ご契約のお引受けをネオファースト生命が承諾した場合には、以下の時から保障が開始されます。

◆「責任開始期に関する特則」が適用されていないご契約（第1回保険料をクレジットカードまたは振込によりお支払いいただくご契約）

- ・「第1回保険料をネオファースト生命が受け取った時」または「告知が行われた時」のいずれか遅い時



◆「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約（第1回保険料を口座振替によりお支払いいただくご契約）

- ・「ご契約のお申し込みをネオファースト生命が受けた時」または「告知が行われた時」のいずれか遅い時



「責任開始期に関する特則」が適用されたご契約の払込み

「責任開始期に関する特則」が適用されているご契約については、以下のとおり取り扱います。

- ①第1回保険料は、責任開始日の属する月の翌月末日までにお支払いください。
- ②①の払込みにあたっては、①の払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間がありますが、その猶予期間内にも払込みがない場合は、ご契約は無効となります。

※生命保険募集人は、お客さまとネオファースト生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してネオファースト生命が承諾したときに有効に成立します。

4

給付金をお支払いできない場合

以下のような場合など、給付金をお支払いできない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆責任開始期前の発病

責任開始期前に発生した疾病や、責任開始期前の不慮の事故を原因とする場合

◆告知義務違反による解除

告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合

◆重大事由による解除

給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆失効後の保険事故

保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効

保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

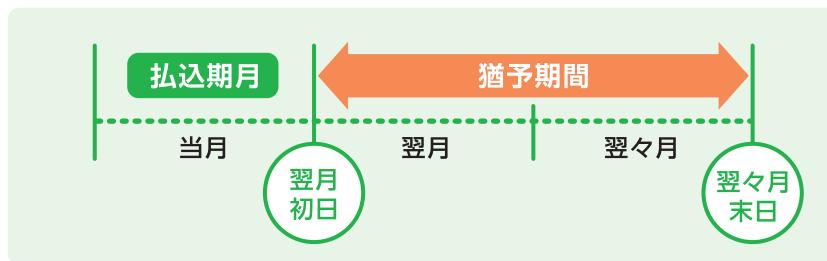
5

払込猶予期間・失効

- 保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 第2回以降の保険料の払込みには以下のとおり猶予期間があります。**猶予期間中にも払込みがない場合、ご契約は効力を失います。**なお、この保険には、**失効したご契約の復活の取り扱い、保険料の自動貸付の取り扱いはありません。**

猶予期間
払込期月の翌月初日から翌々月末日まで

※払込期月とは、契約応当日の属する月の初日から末日まで（契約日に関する特則が適用された契約の第2回保険料については契約応当日の属する月の初日から翌月末日まで）のことをいいます。



6

解約と解約返戻金

- この保険は、解約されても解約返戻金はありません。

7

現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 新たにご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たにご契約の保険料は、新たにご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たにご契約は告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、給付金をお支払いできない場合があります。

8

給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにネオファースト生命コンタクトセンターにご連絡ください。**

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-226-201**  **受付時間** 9:00～19:00(土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く

 **Webサイト** <http://neofirst.co.jp>

- 支払事由等が発生する事象、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- ネオファースト生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

9

保険会社が破たんした場合など

- ネオファースト生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

➤ 生命保険契約者保護機構

 **03-3286-2820**  **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除く

 **Webサイト** <http://www.seihohogo.jp/>

10 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き(ご契約内容の変更など)やご契約に関する苦情・相談につきましては、ネオファースト生命コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

 **0120-312-201**  9:00~19:00(土曜日は17:00まで)
※日・祝日を除く

 <http://neofirst.co.jp>

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

≫一般社団法人 生命保険協会

 <http://www.seiho.or.jp/>

[募集代理店]

[引受保険会社]

ネオファースト生命保険株式会社

〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウイズタワー

<Webサイト>

<http://neofirst.co.jp>

ネオファースト生命

検索 

2016年3月版

N0105-01 (登)B15N1060(2016.1.19)© 営業推進 '16年1月作成